

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-4-2
事業名	女川町災害公営住宅整備事業（その2）
事業費	総額 4,878,663 千円（うち国費 4,268,830 千円） （内訳：工事費 4,807,297 千円、調査設計費 60,638 千円、 用地・補償費 10,728 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 25 年度
事業目的	東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けた中心市街地において、被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備を行ったもの。
事業地区	陸上競技場跡地地区
事業結果	<p>平成 26 年 3 月に完成し、平成 26 年 4 月から入居を開始した。</p> <p>住 宅 名：運動公園住宅</p> <p>敷地面積：23,470 m<sup>2</sup></p> <p>建築面積：5,705 m<sup>2</sup></p> <p>延床面積：16,596 m<sup>2</sup></p> <p>構 造：RC造 3～4 階建て</p> <p>戸 数：8 棟 200 戸（2K、2DK、2LDK、3DK、3LDK、4LDK）</p> <p>そ の 他：集会場 2 か所、太陽光発電設備、 駐車場 200 台（★効果促進事業◆D-4-2-1 で整備）</p> <p>&lt;平成 24 年度～平成 25 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地買収 10,728 千円</li> <li>・調査設計 60,638 千円</li> <li>・本工事 4,807,297 千円</li> </ul> <p>&lt;平成 26 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 4 月 21 日から供用開始（令和 5 年 3 月末現在 186 戸入居）</li> </ul>
	

## 事業の実績に関する評価

### ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

建設戸数 200 戸について、完成直後から 200 戸すべてで入居者が決まった。

令和 5 年 3 月末現在で、整備戸数 200 戸のうち 186 戸が入居中である。

以上のことから、東日本大震災の津波により被災された方の生活の再建が果たされ、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると考えられる。

### ② コストに関する調査・分析・評価

建設する全ての集合住宅基本プランを統一することで、部材調達等の効率化が図られ、災害公営住宅整備事業にかかる当初計画の事業費 (5, 138, 300 千円) からの約 2.6 億円のコスト縮減を図った。

以上のことから、本事業に要したコストは妥当と考えられる。

### ③ 事業手法に関する調査・分析・評価

策定支援の経過に基づき、平成 24 年に事業着手した。買い取り方式であることから工事費が確定した平成 25 年度に申請を行い、交付を受けたため、交付金事業の始期よりも実際の事業の始期が先行した。

計画：当該地区を女川町市街地部全体の土地区画整理事業から切り離すことにより、先行して事業認可を取得し、早期の工事着手を可能とした。

工事：在来 RC 工法から PC 工法への見直しを行い、さらにプレキャスト型枠の転用率を高めるため、柱・梁・床の部材断面を標準化した設計を行うことにより、整備予定期間に工事を終了することができた。

以上のことから、事業手法は妥当と考えられる。

#### < 想定した事業期間 >

陸上競技場跡地地区 平成 24 年 6 月～平成 26 年 3 月

#### < 実際に事業に要した事業期間 >

陸上競技場跡地地区 平成 24 年 6 月～平成 26 年 3 月

## 事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-17-1-1
事業名	復興市街地地区上水道整備事業
事業費	総額 28,140 千円（うち国費 22,512 千円） （内訳：調査設計費 28,140 千円）
事業期間	平成 24 年度
事業目的	新たな市街地整備のために既存上水道の計画変更が必要であり、水道事業の基本計画及び認可設計の実施を図ることを目的としている。
事業地区	鷲神浜・女川浜・清水・宮ヶ崎・石浜・小乗浜地区
事業結果	新たな市街地整備のために必要となる既存上水道の計画変更のため、水道事業の基本計画、認可設計を実施した。
事業の実績に関する評価	<p>○ 女川町は、東日本大震災により町全域が甚大な被害を受け、住宅・店舗及び加工場、並びに町役場等の公共公益施設が被災したほか、水道施設についても大きな影響を受けた。町の復興に向け、産業再生とともに、安心・安全な居住地確保が重要な課題となり、基盤整備事業と一体となる水道施設の復旧についても同様である。</p> <p>本事業では、新たな市街地整備のために必要となる既存上水道の計画変更のための水道事業の基本計画、認可設計を実施することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本業務を行うことにより、基盤整備事業と水道災害復旧事業を一体となって実施することができた。その結果、復興計画に沿った住宅整備等を行うことができ、被災者の安全安心な生活の早期実現に寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 事業費については、全国上下水道コンサルタント協会が公表している基本計画・認可設計業務委託積算歩掛に基づき算出されているため妥当と考えられる。また業務の実施においても滞りなく事業を完了することができ妥当であると思料される。</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 本業務は、基盤整備事業と一体化して進めたことにより、概ね当初想定のとおり平成 25 年 3 月に完了することができたため、事業手法は妥当である。</p> <p>＜想定した事業期間＞ 平成 24 年 5 月～平成 25 年 2 月 ＜実際に事業に要した事業期間＞ 平成 24 年 6 月～平成 25 年 3 月</p>
事業担当部局	建設課・上下水道課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D - 23 - 3
事業名	防災集団移転促進事業（計画作成）
事業費	総額 54,689 千円（うち国費 41,016 千円） （内訳：調査設計費 54,689 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画において示されている、「平地部が限られている離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成し、緊急時の避難手段を確保しておくなど、ライフラインや交通、物流機能等の防災対策を強化した地区協働のまちづくり」を実現するために、防災集団移転促進事業の計画作成するとともに集団的移転用地として整備された宅地を分譲するための適正な価格を把握することを目的として不動産鑑定を実施するもの。
事業地区	指ヶ浜地区
事業結果	<p>＜防災集団移転促進事業（計画作成）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>①防災集団移転促進事業計画策定業務（平成 24 年度～平成 27 年度）49,958,141 円 防災集団移転促進事業実施に係る基本設計業務を実施</p> <p>②事業区域内立竹木補償調査業務（平成 24 年度～平成 25 年度）3,745,555 円 高台造成に係る事業区域内の立竹木の調査及び補償算定業務を実施。</p> <p>③事業用地不動産鑑定業務（平成 24 年度～平成 27 年度）985,140 円 移転元地、高台造成に係る事業用地の取得及び高台に造成した自立再建宅地の売買価格決定のための不動産鑑定業務を実施。</p>
事業の実績に関する評価	<p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により計画作成し団地造成した指ヶ浜地区については、平成 27 年 11 月に宅地が 10 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。平成 29 年 9 月時点ですべての区画を分譲している。</p> <p>また、不動産鑑定を実施することで、価格設定の根拠となる土地価格を正確に把握でき、契約者とトラブルもなく契約できた。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>防災集団移転促進事業計画作成業務は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づきUR都市機構と随意契約し、事業区域内立竹木補償調査業務は地方自治法施行令に基づき指名競争入札を行い、業者を選定している。また、事業用地不動産鑑定業務については、震災前から固定資産の評価業務を委託している業者と地方自治法施行令に基づき、随意契約している。</p> <p>事業費については当初想定（47,300 千円）に比べ増加しているが、当初想定していなかった造成宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施したことによるものであるため、当該事業費は妥当である。</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は、当初想定から延長されているが、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、業務を一体化することにより事業の遅延は最小限となり事業の手法としては妥当である。

<想定した事業期間>

平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 27 年 7 月

事業担当部局

建設課、企画課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-4
事業名	防災集団移転促進事業（計画作成）
事業費	総額 44,100 千円（うち国費 33,075 千円） （内訳：調査設計費 44,100 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
事業目的	<p>女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画において示されている、「平地部が限られている離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成し、緊急時の避難手段を確保しておくなど、ライフラインや交通、物流機能等の防災対策を強化した地区協働のまちづくり」を実現するために、防災集団移転促進事業の計画を作成する。</p> <p>なお、女川町には、埋蔵文化財包蔵地が 53 箇所あり、その内防災集団移転促進事業区域内の包蔵地では造成計画策定時の試掘等により埋蔵文化財発掘調査が必要となり、本事業では荒井田貝塚の発掘調査を実施する。</p> <p>また、集団移転用地として整備された宅地を分譲するため、適正な価格を把握することを目的として不動産鑑定を実施する。</p>
事業地区	御前浜地区
事業結果	<p>＜防災集団移転促進事業（計画作成）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>①防災集団移転促進事業計画策定業務（平成 24 年度～平成 26 年度） 35,790,413 円 防災集団移転促進事業実施に係る基本設計業務を実施</p> <p>②事業区域内立竹木補償調査業務（平成 24 年度～平成 25 年度） 3,245,842 円 高台造成に係る事業区域内の立竹木の調査及び補償算定業務を実施。</p> <p>③事業用地不動産鑑定業務（平成 25 年度～平成 27 年度） 1,075,500 円 移転元地、高台造成に係る事業用地の取得及び高台に造成した自立再建宅地の売買価格決定のための不動産鑑定業務を実施。</p> <p>④貝塚発掘調査掘削作業業務（平成 26 年度） 3,988,440 円 造成計画策定時の試掘等により埋蔵文化財発掘調査の実施</p>
事業の実績に関する評価	<p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により計画作成し団地造成した御前浜地区については、平成 28 年 8 月に宅地が 9 区画完成し、被災者へ引渡しを行った。令和 4 年 8 月時点で 6 区画の分譲が完了している。</p> <p>不動産鑑定を実施することで、価格設定の根拠となる土地価格を正確に把握でき、契約者とトラブルもなくスムーズに契約できた。</p> <p>また、本事業で実施した埋蔵文化財調査により、防災集団移転促進事業の造成により破壊されるおそれのあった遺構を確認することができた。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>防災集団移転促進事業計画作成業務は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づき UR 都市機構と随意契約し、事業区域内立竹木補償調査業務は地方自治法施行令に基づき指名競争入札を行い、業者を選定</p>

している。また、事業用地不動産鑑定業務については、震災前から固定資産の評価業務を委託している業者、荒井田貝塚発掘調査掘削作業業務は、地方自治法施行令に基づき業者と随意契約している。

事業費については当初想定（39,400千円）に比べ増加しているが、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであるため、当該事業費は妥当と考えられる。

なお、発掘調査については、遺構の状況、規模により調査範囲などが異なり、金額が大きく変動するため、他の同種事業との比較は困難である。

### ③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は、当初想定から延長されている。これは、当初想定していない造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、延長も発掘調査や不動産鑑定に要する期間であり、業務委託により最小限の期間に抑えられたため、事業の手法としては妥当である。

また、発掘作業においては、業務委託と直接雇用による実施が考えられるが、遺構の種類や規模などに合わせた業務委託の実施により事業期間の延長が最小限となり妥当である。

<想定した事業期間>

平成24年7月～平成25年3月

<実際に事業に要した事業期間>

平成24年7月～平成28年2月

事業担当部局

建設課、企画課、教育局 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-5
事業名	防災集団移転促進事業（計画作成）
事業費	総額 54,588 千円（うち国費 40,941 千円） （内訳：調査設計費 54,588 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画において示されている、「平地部が限られている離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成し、緊急時の避難手段を確保しておくなど、ライフラインや交通、物流機能等の防災対策を強化した地区協働のまちづくり」を実現するために、防災集団移転促進事業の計画を作成するとともに集团的移転用地として整備された宅地を分譲するための適正な価格を把握することを目的として不動産鑑定を実施するもの。
事業地区	尾浦地区
事業結果	<p>＜防災集団移転促進事業（計画作成）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>①防災集団移転促進事業計画作成業務（平成 24 年度～平成 26 年度）49,562,699 円 防災集団移転促進事業実施に係る基本設計業務を実施</p> <p>②事業区域内立竹木補償調査業務（平成 25 年度～平成 26 年度）3,089,504 円 高台造成に係る事業区域内の立竹木の調査及び補償算定業務を実施。</p> <p>③事業用地不動産鑑定業務（平成 25 年度、平成 27 年度、平成 28 年度）1,935,900 円 移転元地、高台造成に係る事業用地の取得及び高台に造成した自立再建宅地の売買価格決定のための不動産鑑定業務を実施。</p>
事業の実績に関する評価	<p>本地区を含む女川町は東日本大震災により町全域が甚大な被害を受け、住宅・店舗及び加工工場並びに町役場や JR 女川駅等の公共公益施設が被災し、町民の日常生活や産業がさまざまな影響を受けている。</p> <p>町の早期復興に向けて、基幹産業である水産業を中心とした産業再生とともに、安心・安全な居住地確保が重要な課題となっている。</p> <p>本事業は、被災者の居住地の安定確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により計画作成し団地造成した尾浦地区については、平成 28 年 2 月に宅地が 19 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 4 年 8 月時点で 18 区画を分譲している。 不動産鑑定を実施することで、価格設定の根拠となる土地価格を正確に把握でき、契約者とトラブルもなく契約できた。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 防災集団移転促進事業計画作成業務は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づき UR 都市機構と随意契約し、事業区域内</p>

立竹木補償調査業務は地方自治法施行令に基づき指名競争入札を行い、業者を選定している。また、事業用地不動産鑑定業務については、震災前から固定資産の評価業務を委託している業者と地方自治法施行令に基づき、随意契約している。

事業費は当初想定（55,150千円）の範囲内であり、妥当である。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は、当初想定より延長している。これは、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑えており、事業の手法としては妥当である。

<想定した事業期間>

平成24年7月～平成25年3月

<実際に事業に要した事業期間>

平成24年9月～平成28年9月

事業担当部局

総務課、建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-6
事業名	防災集団移転促進事業（計画作成）
事業費	総額 25,727 千円（うち国費 19,295 千円） （内訳：調査設計費 25,727 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画において示されている、「平地部が限られている離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成し、緊急時の避難手段を確保しておくなど、ライフラインや交通、物流機能等の防災対策を強化した地区協働のまちづくり」を実現するために、防災集団移転促進事業の計画作成するとともに集团的移転用地として整備された宅地を分譲するための適正な価格を把握することを目的として不動産鑑定を実施するもの。
事業地区	高白浜地区
事業結果	<p>＜防災集団移転促進事業（計画作成）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>①防災集団移転促進事業計画策定業務（平成 24 年度～平成 26 年度） 23,240,011 円 防災集団移転促進事業実施に係る基本設計業務を実施</p> <p>②事業区域内立竹木補償調査業務（平成 24 年度～平成 25 年度） 1,620,411 円 高台造成に係る事業区域内の立竹木の調査及び補償算定業務を実施。</p> <p>③事業用地不動産鑑定業務（平成 24 年度～平成 27 年度） 866,490 円 移転元地、高台造成に係る事業用地の取得及び高台に造成した自立再建宅地の売買価格決定のための不動産鑑定業務を実施。</p>
事業の実績に関する評価	<p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により計画作成し団地造成した高白浜地区については、平成 27 年 6 月に宅地が 3 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。平成 29 年 9 月時点ですべての区画を分譲している。</p> <p>不動産鑑定を実施することで、価格設定の根拠となる土地価格を正確に把握でき、契約者とトラブルもなく契約できた。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>防災集団移転促進事業計画作成業務は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づき UR 都市機構と随意契約し、事業区域内立竹木補償調査業務は地方自治法施行令に基づき指名競争入札を行い、業者を選定している。また、事業用地不動産鑑定業務については、震災前から固定資産の評価業務を委託している業者と地方自治法施行令に基づき、随意契約している。</p> <p>事業費については当初想定（23,600 千円）に比べ増加しているが、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであるため、当該事業費は妥当である。</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は、当初想定より延長されているが、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、延長も不動産鑑定に要する期間で業務委託により最小限の期間に抑えられ、事業の手法としては妥当であると考えます。

<想定した事業期間>

平成 24 年 6 月～平成 25 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 28 年 2 月

事業担当部局

建設課、企画課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-7
事業名	防災集団移転促進事業（計画作成）
事業費	総額 15,387 千円（うち国費 11,540 千円） （内訳：設計費 15,387 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画において示されている、「平地部が限られている離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成し、緊急時の避難手段を確保しておくなど、ライフラインや交通、物流機能等の防災対策を強化した地区協働のまちづくり」を実現するために、防災集団移転促進事業の計画を作成することを目的とする。
事業地区	大石原浜地区
事業結果	<p>&lt;防災集団移転促進事業（計画作成）の概要&gt;</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>①防災集団移転促進事業計画策定業務（平成 24 年度～平成 26 年度） 15,158,923 円 防災集団移転促進事業実施に係る基本設計業務を実施</p> <p>②事業区域内立竹木補償調査業務（平成 24 年度～平成 25 年度） 185,672 円 高台造成に係る事業区域内の立竹木の調査及び補償算定業務を実施。</p> <p>③事業用地不動産鑑定業務（平成 24 年度） 42,000 円 移転元地、高台造成に係る事業用地の取得及び高台に造成した自立再建宅地の売買価格決定のための不動産鑑定業務を実施。</p>
事業の実績に関する評価	<p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により計画作成し団地造成した大石原浜地区については、平成 26 年 10 月に宅地が 2 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。平成 29 年 9 月時点ですべての区画を分譲している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>防災集団移転促進事業計画作成業務は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づき UR 都市機構と随意契約し、事業区域内立竹木補償調査業務は地方自治法施行令に基づき指名競争入札を行い、業者を選定している。また、事業用地不動産鑑定業務については、震災前から固定資産の評価業務を委託している業者と地方自治法施行令に基づき、随意契約している。</p> <p>事業費については当初想定（15,700 千円）の範囲以内であり、当該事業費は妥当である。</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の施行期間は、当初想定から延長し施工した。</p> <p>これは、計画作成業務の完了が遅れたことによるものであるが、他地区と併せて実施したことにより事業費の精算に時間を要したものであり、当該事業として遅れはなく、事業の手法としては妥当である。</p>

<想定した事業期間>

平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 27 年 3 月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-8
事業名	防災集団移転促進事業（計画作成）
事業費	総額 40,746 千円（うち国費 30,559 千円） （内訳：調査設計費 40,746 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画において示されている、「平地部が限られている離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成し、緊急時の避難手段を確保しておくなど、ライフラインや交通、物流機能等の防災対策を強化した地区協働のまちづくり」を実現するために、防災集団移転促進事業の計画を作成するとともに集団的移転用地として整備された宅地を分譲するため、適正な価格を把握することを目的として不動産鑑定を実施するもの。
事業地区	野々浜地区
事業結果	<p>＜防災集団移転促進事業（計画作成）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>①防災集団移転促進事業計画策定業務（平成 24 年度～平成 26 年度） 38,519,976 円 防災集団移転促進事業実施に係る基本設計業務を実施</p> <p>②事業区域内立竹木補償調査業務（平成 24 年度～平成 25 年度） 1,430,930 円 高台造成に係る事業区域内の立竹木の調査及び補償算定業務を実施。</p> <p>③事業用地不動産鑑定業務（平成 25 年度～平成 26 年度） 794,700 円 移転元地、高台造成に係る事業用地の取得及び高台に造成した自立再建宅地の売買価格決定のための不動産鑑定業務を実施。</p>
事業の実績に関する評価	<p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により計画作成し団地造成した野々浜地区については、平成 26 年 10 月に宅地が 1 区画完成し、平成 29 年 9 月に分譲した。 不動産鑑定を実施することで、価格設定の根拠となる土地価格を正確に把握でき、契約者とトラブルもなく契約できた。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>防災集団移転促進事業計画作成業務は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づきUR都市機構と随意契約し、事業区域内立竹木補償調査業務は地方自治法施行令に基づき指名競争入札を行い、業者を選定している。また、事業用地不動産鑑定業務については、震災前から固定資産の評価業務を委託している業者と地方自治法施行令に基づき、随意契約している。 事業費は当初想定（39,400 千円）に比べ増加しているが、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、当該事業費は妥当と考える。</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の施行期間は、当初想定から延長している。これは、当初想定していなか</p>

った造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、延長も不動産鑑定に要する期間で業務委託により最小限の期間に抑えられ、事業の手法としては妥当である。

<想定した事業期間>

平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 27 年 3 月

事業担当部局

建設課、企画課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-9
事業名	防災集団移転促進事業（計画作成）
事業費	総額 56,256 千円（うち国費 42,192 千円） （内訳：調査設計費 56,256 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画において示されている、「平地部が限られている離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成し、緊急時の避難手段を確保しておくなど、ライフラインや交通、物流機能等の防災対策を強化した地区協働のまちづくり」を実現するために、防災集団移転促進事業の計画を作成するとともに集団的移転用地として整備された宅地を分譲するため、適正な価格を把握することを目的として不動産鑑定を実施するもの。
事業地区	出島地区
事業結果	<p>&lt;防災集団移転促進事業（計画作成）の概要&gt;          本事業では、以下の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①防災集団移転促進事業計画作成業務（平成 24 年度～平成 26 年度）55,947,373 円              防災集団移転促進事業実施に係る基本設計業務を実施</li> <li>②事業区域内立竹木補償調査業務（平成 24 年度～平成 25 年度） 5,280 円              高台造成に係る事業区域内の立竹木の調査及び補償算定業務を実施。</li> <li>③事業用地不動産鑑定業務（平成 25 年度～平成 26 年度） 303,240 円              移転元地、高台造成に係る事業用地の取得及び高台に造成した自立再建宅地の売買価格決定のための不動産鑑定業務を実施。</li> </ul>
事業の実績に関する評価	<p>本地区を含む女川町は東日本大震災により町全域が甚大な被害を受け、住宅・店舗及び加工工場並びに町役場やJR女川駅等の公共公益施設が被災し、町民の日常生活や産業がさまざまな影響を受けている。</p> <p>町の早期復興に向けて、基幹産業である水産業を中心とした産業再生とともに、安心・安全な居住地確保が重要な課題となっている。</p> <p>本事業は、被災者の居住地の安定確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価              本事業により計画作成し団地造成した出島地区については、平成 26 年 2 月に宅地が 1 区画完成し、平成 29 年 9 月時点で分譲が完了している。              不動産鑑定を実施することで、価格設定の根拠となる土地価格を正確に把握でき、契約者とトラブルもなく契約できた。</li> <li>② コストに関する調査・分析・評価              防災集団移転促進事業計画作成業務は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づきUR都市機構と随意契約し、事業区域内立竹木補償調査業務は地方自治法施行令に基づき指名競争入札を行い、業者を選定</li> </ul>

している。また、事業用地不動産鑑定業務については、震災前から固定資産の評価業務を委託している業者と地方自治法施行令に基づき、随意契約している。

事業費は当初想定（55,150千円）に比べ増加しているが、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、当該事業費は妥当である。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は、当初想定から延長している。これは、計画作成業務の完了が遅れたことによるものであるが、他地区と併せて実施したことにより事業費の精算に時間を要したものであることから、事業の手法としては妥当であると考えられる。

<想定した事業期間>

平成24年7月～平成25年3月

<実際に事業に要した事業期間>

平成24年9月～平成27年3月

事業担当部局

建設課、企画課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-10
事業名	防災集団移転促進事業（計画作成）
事業費	総額 30,044 千円（うち国費 22,533 千円） （内訳：調査設計費 30,044 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画において示されている、「平地部が限られている離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成し、緊急時の避難手段を確保しておくなど、ライフラインや交通、物流機能等の防災対策を強化した地区協働のまちづくり」を実現するために、防災集団移転促進事業の計画を作成するとともに、集団的移転用地として整備された宅地を分譲するため、適正な価格を把握することを目的として不動産鑑定を実施するもの。
事業地区	寺間地区
事業結果	<p>＜防災集団移転促進事業（計画作成）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①防災集団移転促進事業計画作成業務（平成 24 年度～平成 26 年度）28,470,530 円 防災集団移転促進事業実施に係る基本設計業務を実施</li> <li>②事業区域内立竹木補償調査業務（平成 24 年度～平成 25 年度） 1,270,534 円 高台造成に係る事業区域内の立竹木の調査及び補償算定業務を実施。</li> <li>③事業用地不動産鑑定業務（平成 25 年度、平成 27 年度） 303,240 円 移転元地、高台造成に係る事業用地の取得及び高台に造成した自立再建宅地の売買価格決定のための不動産鑑定業務を実施。</li> </ul>
事業の実績に関する評価	<p>本地区を含む女川町は東日本大震災により町全域が甚大な被害を受け、住宅・店舗及び加工工場並びに町役場や JR 女川駅等の公共公益施設が被災し、町民の日常生活や産業がさまざまな影響を受けている。</p> <p>町の早期復興に向けて、基幹産業である水産業を中心とした産業再生とともに、安心・安全な居住地確保が重要な課題となっている。</p> <p>本事業は、被災者の居住地の安定確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により計画作成し団地造成した寺間地区については、平成 27 年 6 月に宅地が 1 区画完成したが、契約予定者の都合により直前キャンセルがあり、その後随時募集を行っている。令和 4 年 8 月時点で空きとなっている。 不動産鑑定を実施することで、価格設定の根拠となる土地価格を正確に把握でき、契約者とトラブル等はなかった。</li> <li>② コストに関する調査・分析・評価 防災集団移転促進事業計画作成業務は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づき UR 都市機構と随意契約し、事業区域内立竹木補償調査業務は女川町財務規則に基づき指名競争入札を行い、業者を選定</li> </ul>

している。また、事業用地不動産鑑定業務については、震災前から固定資産の評価業務を委託している業者と地方自治法施行令に基づき、随意契約している。

事業費は当初想定（31,500千円）の範囲であり、当該事業費は妥当である。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

施行期間は、当初想定から延長している。これは、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、延長も不動産鑑定に要する期間で業務委託により最小限の期間に抑えられ、事業の手法としては妥当である。

<想定した事業期間>

平成24年7月～平成25年3月

<実際に事業に要した事業期間>

平成24年9月～平成27年9月

事業担当部局

建設課、企画課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-11
事業名	防災集団移転促進事業（計画作成）
事業費	総額 33,423 千円（うち国費 25,067 千円） （内訳：調査設計費 33,423 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画において示されている、「町中心部の津波被害の軽減のためには、低地部分に盛り土をして、新たな宅地を造成する必要がある、宅地とともに被災した役場等の行政機能の移転や、漁港、観光、商店街の地域の再整理を行い、安全性と利便性を考慮した住みよいまちづくり」を実現するために、防災集団移転促進事業の計画を作成するとともに、集団的移転用地として整備された宅地を分譲するため、適正な価格を把握することを目的として不動産鑑定を実施するもの。
事業地区	中心部地区
事業結果	<p>＜防災集団移転促進事業（計画作成）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>①防災集団移転促進事業計画作成業務（平成 24 年度～平成 25 年度）28,369,757 円 防災集団移転促進事業実施に係る基本設計業務を実施</p> <p>②事業用地不動産鑑定業務（平成 25 年度～平成 27 年度）5,052,930 円 移転元地、高台造成に係る事業用地の取得及び高台に造成した自立再建宅地の売買価格決定のための不動産鑑定業務を実施。</p>
事業の実績に関する評価	<p>本地区を含む女川町は東日本大震災により町全域が甚大な被害を受け、住宅・店舗及び加工工場並びに町役場や JR 女川駅等の公共公益施設が被災し、町民の日常生活や産業がさまざまな影響を受けている。</p> <p>町の早期復興に向けて、基幹産業である水産業を中心とした産業再生とともに、安心・安全な居住地確保が重要な課題となっている。</p> <p>本事業は、被災者の居住地の安定確保を図るため、高台にある旭が丘地区の隣接部を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により計画作成し団地造成した旭が丘地区については、平成 28 年 3 月に宅地が 29 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。平成 29 年 9 月時点で 18 区画を分譲している。</p> <p>29 区画のうち 10 区画については、希望者の意向変化等で空き区画となっており、やむを得ない空き区画である整理をしたうえで、先行の額の確定を行い、復興に資する財産処分として平成 29 年 9 月時点で 5 区画の一般分譲を行っている。</p> <p>不動産鑑定を実施することで、価格設定の根拠となる土地価格を正確に把握でき、契約者とトラブルもなく契約できた。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>防災集団移転促進事業計画作成業務は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る</p>

協定（パートナーシップ協定）」に基づきUR都市機構と随意契約し、事業用地不動産鑑定業務については、震災前から固定資産の評価業務を委託している業者と地方自治法施行令に基づき、随意契約している。

事業費は当初想定（30,000千円）に比べ増加しているが、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、当該事業費は妥当である。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は、当初想定から延長している。これは、当初想定していなかった造成した宅地の売買価格を決定するための不動産鑑定業務を本事業で実施することとしたことによるものであり、延長も不動産鑑定に要する期間で業務委託により最小限の期間に抑えられ、事業の手法としては妥当である。

<想定した事業期間>

平成24年7月～平成25年3月

<実際に事業に要した事業期間>

平成24年9月～平成27年8月

事業担当部局

建設課、企画課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-12
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 1,787,179 千円（うち国費 1,563,781 千円） うち当該調書の評価対象事業費 75,330 千円（うち国費 65,914 千円） （内訳：用地・補償費 75,330 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 30 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、町が整備した住宅団地（防集団地）へ移転する際に、移転先での住宅建設費用や住宅用地の購入費用を金融機関等から借り入れした場合に発生する、利子相当額を限度額内で補助する。 また、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	竹浦地区
事業結果	申請者数 53 名 内訳 移転補助額 18,909,717 円（52 件） 利子補助額 56,419,796 円（18 件）
事業の実績に関する評価	
<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>利子補助については、兼用住宅や二世帯住宅、家族一世帯のみの場合においても、補助の設計はケースごとに異なり、金額設定や銀行での取り決めによる利子設定の相違から、補助額算出が容易ではなく、また申請書の記載にあたっては、住民の大半は単独での記載が難しいものであり申請者の負担が大きかったと思われる。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p>	

・用地・補償費 : 75,330 千円  
(宅地造成事業及び集会所建設事業を含めた総計 : 1,787,179 千円)

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 31 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号 : 0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-12
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業（建設課担当分））
事業費	総額 1,787,179 千円（うち国費 1,563,781 千円） うち当該調書の評価対象事業費 1,682,635 千円（うち国費 1,472,305 千円） （内訳：工事費 1,424,873 千円、調査設計費 115,927 千円、 用地・補償費 141,835 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 30 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り及び高台団地の造成を行い、住民の安全な高台への移転を目的とする。
事業地区	竹浦地区
事業結果	<p>&lt;竹浦地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要&gt;</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（100 筆、25,940.96 ㎡）</p> <p>② 高台住宅団地の整備 自立再建宅地 24 区画</p>
事業の実績に関する評価	<p>被災者の居住地の安全確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により団地造成した竹浦地区については、平成 28 年 9 月までに宅地が 24 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 2 年 8 月時点で 22 区画を分譲している。 また、被災宅地は 100 筆（25,940.96 ㎡）の買取を行っており、一部は漁業集落防災機能強化事業により水産関係用地を整備した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本工事費及び調査設計費に係る事業は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づき UR 都市機構と随意契約し施工した。また、用地、補償については、D-23-1 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。 本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（1,789,062 千円※生活再建支援事業等も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 : 1,424,872,962 円</li> <li>・調査設計費 : 115,926,985 円</li> <li>・用地・補償費（高台用地） : 42,278,124 円</li> <li>・用地費（被災宅地買取） : 99,557,164 円</li> <li>合計 : 1,682,635,235 円</li> </ul> <p>（集会所建設事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,787,178,640 円）</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は地元合意取得等の調整及び事業計画の変更に伴う業務内容の増加のため施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。

<想定した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 31 年 3 月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-12
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち集会所建設事業（総務課担当分））
事業費	総額 1,787,179 千円（うち国費 1,563,781 千円） うち当該調書の評価対象事業費 29,214 千円（うち国費 25,562 千円） （内訳：工事費 26,068 千円、調査設計費 3,146 千円）
事業期間	平成 28 年度～平成 29 年度
事業目的	東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部の住環境整備を行い、これまでの地域における良好なコミュニティを維持するもの。
事業地区	竹浦地区
事業結果	<p>○竹浦集会所を平成 29 年 4 月 21 日に竣工し、行政区において使用開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平屋建て 延床面積 142.43 m<sup>2</sup>（集会所・消防庫合築 うち集会所 109.31 m<sup>2</sup>）</li> <li>実施設計・確認申請業務 一式</li> <li>建築工事 一式</li> <li>電気設備工事 一式</li> <li>空調給排水衛生設備工事 一式</li> <li>その他附帯する業務 一式</li> </ul>
事業の実績に関する評価	<p>○ 膨大な復興事業が行われる中での人材、資材不足等の問題がコスト増の要因となるが、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、団地内の災害公営住宅建設事業と一体的、効率的な整備をすることができ、人材、資材不足等の問題が軽減され、事業の早期完成が図れた。また、町内建設業の再建にも繋げることができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により竹浦集会所が平成 29 年 4 月に完成している。 利用状況は約 1,500 人（令和 5 年 3 月現在）であり、行政区の運営に関する会議や地区での催事を行うなど、住民のコミュニティ形成にも寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本事業の事業費の内訳は以下のとおりであり、事業費は基本設計時（39,408 千円）に比べ、削減されており、当該事業費は妥当と考えられる。 工 事 費：26,068 千円 調査設計費：3,146 千円 合 計：29,214 千円 （宅地造成事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,787,179 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、災害公営住宅の建設の時期に合わせることで、コストを抑えるとともに、設計及び工事を一括で発注したことで事業を円滑に完了することができたことから、当該事業手法は妥当と考えられる。</p>

<想定した事業期間>

平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 28 年 12 月～平成 29 年 4 月

事業担当部局

総務課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-13
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 663,772 千円（うち国費 580,800 千円） うち当該調書の評価対象事業費 24,624 千円（うち国費 21,546 千円） （内訳：用地・補償費 24,624 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 30 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、町が整備した住宅団地（防集団地）へ移転する際に、移転先での住宅建設費用や住宅用地の購入費用を金融機関等から借り入れした場合に発生する、利子相当額を限度額内で補助する。 また、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	桐ヶ崎地区
事業結果	申請者数 23 名 内訳 移転補助額 7,280,200 円（23 件） 利子補助額 17,343,419 円（5 件）
事業の実績に関する評価	
<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>利子補助については、兼用住宅や二世帯住宅、家族一世帯のみの場合においても、補助の設計はケースごとに異なり、金額設定や銀行での取り決めによる利子設定の相違から、補助額算出が容易ではなく、また申請書の記載にあたっては、住民の大半は単独での記載が難しいものであり申請者の負担が大きかったと思われる。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p> <p>・用地・補償費：24,624 千円 （宅地造成事業及び集会所建設事業を含めた総計：663,772 千円）</p>	

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 31 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 D-23-13</p> <p>事業名 防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業（建設課担当分））</p>										
<p>事業費 総額 663,772 千円（うち国費 580,800 千円） うち当該調書の評価対象事業費 617,119 千円（うち国費 539,979 千円） （内訳：工事費 511,931 千円、調査設計費 47,495 千円、 用地・補償費 57,693 千円）</p>										
<p>事業期間 平成 24 年度～平成 30 年度</p>										
<p>事業目的：女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り及び高台団地の造成を行い、住民の安全な高台への移転を目的とする。</p> <p>事業地区：桐ヶ崎地区</p>										
<p>事業結果</p> <p>&lt;桐ヶ崎地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要&gt;</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（42 筆、12,927.21 m<sup>2</sup>）</p> <p>② 高台住宅団地の整備 自立再建宅地 6 区画</p>										
<p>事業の実績に関する評価</p> <p>被災者の居住地の安全確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により団地造成した桐ヶ崎地区については、平成 27 年 8 月までに宅地が 6 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 2 年 8 月時点で 6 区画を分譲している。また、被災宅地は 42 筆（12,927.21 m<sup>2</sup>）の買取を行っており、一部は漁業集落防災機能強化事業により水産関係用地を整備した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本工事費及び調査設計費に係る事業は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づきUR都市機構と随意契約し施工した。また、用地、補償については、D-23-1 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。</p> <p>本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（664,885 千円※生活再建支援事業等も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当である。</p> <table border="0"> <tr> <td>・工事費</td> <td>: 511,931,035 円</td> </tr> <tr> <td>・調査設計費</td> <td>: 47,495,065 円</td> </tr> <tr> <td>・用地・補償費（高台用地）</td> <td>: 9,333,886 円</td> </tr> <tr> <td>・用地費（被災宅地買取）</td> <td>: 48,359,048 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>: 617,119,034 円</td> </tr> </table> <p>（集会所建設事業及び生活再建支援事業を含めた総計：663,771,953 円）</p>	・工事費	: 511,931,035 円	・調査設計費	: 47,495,065 円	・用地・補償費（高台用地）	: 9,333,886 円	・用地費（被災宅地買取）	: 48,359,048 円	計	: 617,119,034 円
・工事費	: 511,931,035 円									
・調査設計費	: 47,495,065 円									
・用地・補償費（高台用地）	: 9,333,886 円									
・用地費（被災宅地買取）	: 48,359,048 円									
計	: 617,119,034 円									

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は地元合意取得等の調整及び事業計画の変更に伴う業務内容の増加のため施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。

＜想定した事業期間＞

平成 24 年 9 月～平成 26 年 3 月

＜実際に事業に要した事業期間＞

平成 24 年 9 月～平成 31 年 3 月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-13								
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち集会所建設事業（総務課担当分））								
事業費	総額 663,772 千円（うち国費 580,800 千円） うち当該調書の評価対象事業費 22,029 千円（うち国費 19,275 千円） （内訳：工事費 19,799 千円、調査設計費 2,230 千円）								
事業期間	平成 27 年度～平成 28 年度								
事業目的	東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部の住環境整備を行い、これまでの地域における良好なコミュニティを維持するもの。								
事業地区	桐ヶ崎地区								
事業結果	<p>○桐ヶ崎集会所を平成 28 年 5 月 30 日に竣工し、行政区において使用開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平屋建て 延床面積 108.89 m<sup>2</sup>（集会所・消防庫合築 うち集会所 77.01 m<sup>2</sup>）</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建築工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>空調給排水衛生設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>その他附帯する業務</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>	建築工事	一式	電気設備工事	一式	空調給排水衛生設備工事	一式	その他附帯する業務	一式
建築工事	一式								
電気設備工事	一式								
空調給排水衛生設備工事	一式								
その他附帯する業務	一式								
事業の実績に関する評価	<p>○ 膨大な復興事業が行われる中での人材、資材不足等の問題がコスト増の要因となるが、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、団地内の災害公営住宅建設事業と一体的、効率的な整備をすることができ、人材、資材不足等の問題が軽減され、事業の早期完成が図れた。また、町内建設業の再建にも繋げることができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により桐ヶ崎集会所が平成 28 年 5 月に完成している。 利用状況は約 800 人（令和 5 年 3 月現在）であり、住民のコミュニティ形成にも寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本事業の事業費の内訳は以下のとおりであり、事業費は基本設計時（24,200 千円）に比べ、削減されており、当該事業費は妥当と考えられる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工 事 費</td> <td style="text-align: right;">19,799 千円</td> </tr> <tr> <td>調査設計費</td> <td style="text-align: right;">2,230 千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">22,029 千円</td> </tr> </table> <p>（宅地造成事業及び生活再建支援事業を含めた計：663,772 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、災害公営住宅の建設の時期に合わせることで、コストを抑えるとともに、設計及び工事を一括で発注したことで事業を円滑に完了することができたことから、当該事業手法は妥当と考えられる。</p>	工 事 費	19,799 千円	調査設計費	2,230 千円	合 計	22,029 千円		
工 事 費	19,799 千円								
調査設計費	2,230 千円								
合 計	22,029 千円								

<想定した事業期間>

平成 27 年 12 月～平成 28 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 27 年 12 月～平成 28 年 5 月

事業担当部局

総務課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-14
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 1,396,837 千円（うち国費 1,222,230 千円） うち当該調書の評価対象事業費 46,525 千円（うち国費 40,709 千円） （内訳：用地・補償費 46,525 千円）
事業期間	平成 25 年度～令和 2 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、町が整備した住宅団地（防集団地）へ移転する際に、移転先での住宅建設費用や住宅用地の購入費用を金融機関等から借り入れした場合に発生する、利子相当額を限度額内で補助する。 また、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	横浦地区
事業結果	申請者数 27 名 内訳 移転補助額 11,710,734 円（27 件） 利子補助額 34,813,788 円（9 件）
事業の実績に関する評価	
<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>利子補助については、兼用住宅や二世帯住宅、家族一世帯のみの場合においても、補助の設計はケースごとに異なり、金額設定や銀行での取り決めによる利子設定の相違から、補助額算出が容易ではなく、また申請書の記載にあたっては、住民の大半は単独での記載が難しいものであり申請者の負担が大きかったと思われる。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p> <p>・用地・補償費：46,525 千円 （宅地造成事業及び集会所建設事業を含めた総計：1,396,837 千円）</p>	

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 26 年 4 月～令和 3 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-14
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業分（建設課担当分））
事業費	総額 1,396,837 千円（うち国費 1,222,230 千円） うち当該調書の評価対象事業費 1,326,982 千円（うち国費 1,161,108 千円） （内訳：工事費 1,141,099 千円、調査設計費 105,414 千円、 用地・補償費 80,469 千円）
事業期間	平成 24 年度～令和元年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り及び高台団地の造成を行い、住民の安全な高台への移転を目的とする。
事業地区	横浦地区
事業結果	<p>＜横浦地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（51 筆、18,358.11 m<sup>2</sup>）</p> <p>② 高台住宅団地の整備 自立再建宅地 10 区画</p>
事業の実績に関する評価	<p>被災者の居住地の安全確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により団地造成した横浦地区については、平成 29 年 5 月までに宅地が 10 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 2 年 8 月時点で全区画の分譲が完了している。 また、被災宅地は 51 筆（18,358.11 m<sup>2</sup>）の買取を行っており、一部は漁業集落防災機能強化事業により水産関係用地を整備した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本工事費及び調査設計費に係る事業は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づきUR都市機構と随意契約し施工した。また、用地、補償については、D-23-1 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。 本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（1,398,429 千円※生活再建支援事業等も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 : 1,141,098,735 円</li> <li>・調査設計費 : 105,413,565 円</li> <li>・用地・補償費（高台用地） : 18,519,012 円</li> <li>・用地費（被災宅地買取） : 61,950,284 円</li> <li>計 : 1,326,981,596 円</li> </ul> <p>（集会所建設事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,396,836,062 円）</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は地元合意取得等の調整及び事業計画の変更に伴う業務内容の増加のため施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。

<想定した事業期間>

平成24年9月～平成26年3月

<実際に事業に要した事業期間>

平成24年9月～令和2年3月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-14
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち集会所建設事業（総務課担当分））
事業費	総額 1,396,837 千円（うち国費 1,222,230 千円） うち当該調書の評価対象事業費 23,330 千円（うち国費 20,413 千円） （内訳：工事費 20,983 千円、調査設計費 2,347 千円）
事業期間	平成 29 年度
事業目的	東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部の住環境整備を行い、これまでの地域における良好なコミュニティを維持するもの。
事業地区	横浦地区
事業結果	<p>○横浦集会所を平成 29 年 11 月 21 日に竣工し、行政区において使用開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平屋建て 延床面積 108.89 m<sup>2</sup>（集会所・消防庫合築 うち集会所 77.01 m<sup>2</sup>）</li> <li>実施設計・確認申請業務 一式</li> <li>建築工事 一式</li> <li>電気設備工事 一式</li> <li>空調給排水衛生設備工事 一式</li> <li>その他附帯する業務 一式</li> </ul>
事業の実績に関する評価	<p>○ 膨大な復興事業が行われる中での人材、資材不足等の問題がコスト増の要因となるが、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、団地内の災害公営住宅建設事業と一体的、効率的な整備をすることができ、人材、資材不足等の問題が軽減され、事業の早期完成が図れた。また、町内建設業の再建にも繋げることができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により横浦集会所が平成 29 年 11 月に完成している。 利用状況は約 800 人（令和 5 年 3 月現在）であり、行政区の運営に関する会議や地区での催事を行うなど、住民のコミュニティ形成にも寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本事業の事業費の内訳は以下のとおりであり、事業費は基本設計時（34,179 千円）に比べ、削減されており、当該事業費は妥当と考えられる。 工 事 費：20,983 千円 調査設計費：2,347 千円 合 計：23,330 千円 （宅地造成事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,396,837 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、災害公営住宅の建設の時期に合わせることで、コストを抑えるとともに、設計及び工事を一括で発注したことで事業を円滑に完了することができたことから、当該事業手法は妥当と考えられる。</p>

<想定した事業期間>

平成 29 年 6 月～平成 29 年 11 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 29 年 6 月～平成 29 年 11 月

事業担当部局

総務課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-15
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 1,547,601 千円（うち国費 1,354,150 千円） うち当該調書の評価対象事業費 67,548 千円（うち国費 59,104 千円） （内訳：用地・補償費 67,548 千円）
事業期間	平成 24 年度～令和元年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、町が整備した住宅団地（防集団地）へ移転する際に、移転先での住宅建設費用や住宅用地の購入費用を金融機関等から借り入れした場合に発生する、利子相当額を限度額内で補助する。 また、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	飯子浜地区
事業結果	申請者数 23 名 内訳 移転補助額 9,923,369 円（23 件） 利子補助額 57,624,925 円（13 件）
事業の実績に関する評価	
<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>利子補助については、兼用住宅や二世帯住宅、家族一世帯のみの場合においても、補助の設計はケースごとに異なり、金額設定や銀行での取り決めによる利子設定の相違から、補助額算出が容易ではなく、また申請書の記載にあたっては、住民の大半は単独での記載が難しいものであり申請者の負担が大きかったと思われる。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p> <p>・用地・補償費：67,548 千円 （宅地造成事業及び集会所建設事業を含めた総計：1,547,601 千円）</p>	

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 25 年 4 月～令和 2 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-15										
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業（建設課担当分））										
事業費	総額 1,547,601 千円（うち国費 1,354,150 千円） うち当該調書の評価対象事業費 1,457,164 千円（うち国費 1,275,019 千円） （内訳：工事費 1,305,155 千円、調査設計費 97,642 千円、 用地・補償費 54,367 千円）										
事業期間	平成 24 年度～令和元年度										
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り及び高台団地の造成を行い、住民の安全な高台への移転を目的とする。										
事業地区	飯子浜地区										
事業結果	<p>＜飯子浜地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（44 筆、12,142.96 ㎡）</p> <p>② 高台住宅団地の整備 自立再建宅地 14 区画</p>										
事業の実績に関する評価	<p>被災者の居住地の安全確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により団地造成した飯子浜地区については、平成 29 年 1 月までに宅地が 14 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 4 年 8 月時点で全区画の分譲を完了している。 また、被災宅地は 44 筆（12,142.96 ㎡）の買取を行っており、一部は漁業集落防災機能強化事業により水産関係用地を整備した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本工事費及び調査設計費に係る事業は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づきUR都市機構と随意契約し施工した。また、用地、補償については、D-23-1 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。 本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（1,548,234 千円※生活再建支援事業等も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当である。</p> <table border="0"> <tr> <td>・工事費</td> <td>: 1,305,155,193 円</td> </tr> <tr> <td>・調査設計費</td> <td>: 97,642,280 円</td> </tr> <tr> <td>・用地・補償費（高台用地）</td> <td>: 14,816,836 円</td> </tr> <tr> <td>・用地費（被災宅地買取）</td> <td>: 39,549,954 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>: 1,457,164,263 円</td> </tr> </table> <p>（集会所建設事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,547,600,997 円）</p>	・工事費	: 1,305,155,193 円	・調査設計費	: 97,642,280 円	・用地・補償費（高台用地）	: 14,816,836 円	・用地費（被災宅地買取）	: 39,549,954 円	計	: 1,457,164,263 円
・工事費	: 1,305,155,193 円										
・調査設計費	: 97,642,280 円										
・用地・補償費（高台用地）	: 14,816,836 円										
・用地費（被災宅地買取）	: 39,549,954 円										
計	: 1,457,164,263 円										

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は地元合意取得等の調整及び事業計画の変更に伴う業務内容の増加のため施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。

<想定した事業期間>

飯子浜地区 平成24年9月～平成26年3月

<実際に事業に要した事業期間>

飯子浜地区 平成24年9月～令和2年3月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-15
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち集会所建設事業（総務課担当分））
事業費	総額 1,547,601 千円（うち国費 1,354,150 千円） うち当該調書の評価対象事業費 22,889 千円（うち国費 20,027 千円） （内訳：工事費 20,460 千円、調査設計費 2,429 千円）
事業期間	平成 28 年度～平成 29 年度
事業目的	東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部の住環境整備を行い、これまでの地域における良好なコミュニティを維持するため。
事業地区	飯子浜地区
事業結果	<p>○飯子浜集会所を平成 29 年 6 月 27 日に竣工し、行政区において使用開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平屋建て 延床面積 109.30 m<sup>2</sup>（集会所・消防庫合築 うち集会所 79.49 m<sup>2</sup>）</li> <li>実施設計・確認申請業務 一式</li> <li>建築工事 一式</li> <li>電気設備工事 一式</li> <li>空調給排水衛生設備工事 一式</li> <li>その他附帯する業務 一式</li> </ul>
事業の実績に関する評価	<p>○ 膨大な復興事業が行われる中での人材、資材不足等の問題がコスト増の要因となるが、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、団地内の災害公営住宅建設事業と一体的、効率的な整備をすることができ、人材、資材不足等の問題が軽減され、事業の早期完成が図れた。また、町内建設業の再建にも繋げることができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により飯子浜集会所が平成 29 年 6 月に完成している。 利用状況は約 1,100 人（令和 5 年 3 月現在）であり、行政区の運営に関する会議や地区での催事を行うなど、住民のコミュニティ形成にも寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本事業の事業費の内訳は以下のとおりであり、事業費は基本設計時（23,087,387 円）に比べ、削減されており、当該事業費は妥当と考えられる。 工 事 費：20,460 千円 調査設計費：2,429 千円 合 計：22,889 千円 （宅地造成事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,547,601 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、災害公営住宅の建設の時期に合わせることで、コストを抑えるとともに、設計及び工事を一括で発注したことで事業を円滑に完了することができたことから、当該事業手法は妥当と考えられる。</p>

<想定した事業期間>

平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 28 年 12 月～平成 29 年 6 月

事業担当部局

総務課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-16
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 1,166,482 千円（うち国費 1,020,671 千円） うち当該調書の評価対象事業費 41,763 千円（うち国費 36,542 千円） （内訳：用地・補償費 41,763 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 30 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、町が整備した住宅団地（防集団地）へ移転する際に、移転先での住宅建設費用や住宅用地の購入費用を金融機関等から借り入れした場合に発生する、利子相当額を限度額内で補助する。 また、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	塚浜地区
事業結果	申請者数 43 名 内訳 移転補助額 16,419,526 円（43 件） 利子補助額 25,342,918 円（7 件）
事業の実績に関する評価	<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>利子補助については、兼用住宅や二世帯住宅、家族一世帯のみの場合においても、補助の設計はケースごとに異なり、金額設定や銀行での取り決めによる利子設定の相違から、補助額算出が容易ではなく、また申請書の記載にあたっては、住民の大半は単独での記載が難しいものであり申請者の負担が大きかったと思われる。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p> <p>・用地・補償費：41,763 千円 （宅地造成事業及び集会所建設事業を含めた総計：1,166,482 千円）</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 31 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-16										
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業（建設課担当分））										
事業費	総額 1,166,482 千円（うち国費 1,020,671 千円） うち当該調書の評価対象事業費 1,101,391 千円（うち国費 963,717 千円） （内訳：工事費 920,799 千円、調査設計費 89,416 千円、 用地・補償費 91,176 千円）										
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度										
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り及び高台団地の造成を行い、住民の安全な高台への移転を目的とする。										
事業地区	塚浜地区										
事業結果	<p>&lt;塚浜地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要&gt;</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（77 筆、19,759.51 ㎡）</p> <p>② 高台住宅団地の整備 自立再建宅地 10 区画</p>										
事業の実績に関する評価	<p>被災者の居住地の安全確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により団地造成した塚浜地区については、平成 28 年 3 月までに宅地が 10 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 2 年 8 月時点で全区画（うち 1 区画は財産処分のうえ防集事業対象外の方へ分譲）の分譲が完了している。また、被災宅地は 77 筆（19,759.51 ㎡）の買取を行っており、一部は漁業集落防災機能強化事業により水産関係用地を整備した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本工事費及び調査設計費に係る事業は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づきUR都市機構と随意契約し施工した。また、用地、補償については、D-23-1 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。 本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（1,168,068 千円※生活再建支援事業等も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当である。</p> <table border="0"> <tr> <td>・工事費</td> <td>: 920,798,455 円</td> </tr> <tr> <td>・調査設計費</td> <td>: 89,415,754 円</td> </tr> <tr> <td>・用地・補償費（高台用地）</td> <td>: 17,078,110 円</td> </tr> <tr> <td>・用地費（被災宅地買取）</td> <td>: 74,098,144 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>: 1,101,390,463 円</td> </tr> </table> <p>（集会所建設事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,166,481,771 円）</p>	・工事費	: 920,798,455 円	・調査設計費	: 89,415,754 円	・用地・補償費（高台用地）	: 17,078,110 円	・用地費（被災宅地買取）	: 74,098,144 円	計	: 1,101,390,463 円
・工事費	: 920,798,455 円										
・調査設計費	: 89,415,754 円										
・用地・補償費（高台用地）	: 17,078,110 円										
・用地費（被災宅地買取）	: 74,098,144 円										
計	: 1,101,390,463 円										

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は地元合意取得等の調整及び事業計画の変更に伴う業務内容の増加のため施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。

＜想定した事業期間＞

塚浜地区 平成 24 年 9 月～平成 26 年 3 月

＜実際に事業に要した事業期間＞

塚浜地区 平成 24 年 9 月～平成 29 年 3 月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-16								
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち集会所建設事業（総務課担当分））								
事業費	総額 1,166,482 千円（うち国費 1,020,671 千円） うち当該調書の評価対象事業費 23,328 千円（うち国費 20,412 千円） （内訳：工事費 21,113 千円、調査設計費 2,215 千円）								
事業期間	平成 28 年度								
事業目的	東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部の住環境整備を行い、これまでの地域における良好なコミュニティを維持するもの								
事業地区	塚浜地区								
事業結果	<p>○塚浜集会所を平成 28 年 10 月 31 日に竣工し、行政区において使用開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平屋建て 延床面積 110.27 m<sup>2</sup>（集会所・消防庫合築 うち集会所 76.73 m<sup>2</sup>）</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建築工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>空調給排水衛生設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td>その他附帯する業務</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>	建築工事	一式	電気設備工事	一式	空調給排水衛生設備工事	一式	その他附帯する業務	一式
建築工事	一式								
電気設備工事	一式								
空調給排水衛生設備工事	一式								
その他附帯する業務	一式								
事業の実績に関する評価	<p>○ 膨大な復興事業が行われる中での人材、資材不足等の問題がコスト増の要因となるが、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、団地内の災害公営住宅建設事業と一体的、効率的な整備をすることができ、人材、資材不足等の問題が軽減され、事業の早期完成が図れた。また、町内建設業の再建にも繋げることができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により塚浜集会所が平成 28 年 10 月に完成している。 利用状況は約 600 人（令和 5 年 3 月現在）であり、住民のコミュニティ形成にも寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本事業の事業費の内訳は以下のとおりであり、事業費は基本設計時（24,200 千円）に比べ、削減されており、当該事業費は妥当と考えられる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工 事 費</td> <td style="text-align: right;">21,113 千円</td> </tr> <tr> <td>調査設計費</td> <td style="text-align: right;">2,215 千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">23,328 千円</td> </tr> </table> <p>（宅地造成事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,166,482 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、災害公営住宅の建設の時期に合わせることで、コストを抑えるとともに、設計及び工事を一括で発注したことで事業を円滑に完了することができたことから、当該</p>	工 事 費	21,113 千円	調査設計費	2,215 千円	合 計	23,328 千円		
工 事 費	21,113 千円								
調査設計費	2,215 千円								
合 計	23,328 千円								

事業手法は妥当と考えられる。

<想定した事業期間>

平成 28 年 6 月～平成 28 年 10 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 28 年 6 月～平成 28 年 10 月

事業担当部局

総務課 電話番号 : 0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-17
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 1,285,019 千円（うち国費 1,124,392 千円） うち当該調書の評価対象事業費 45,027 千円（うち国費 39,399 千円） （内訳：用地費 45,027 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 30 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、町が整備した住宅団地（防集団地）へ移転する際に、移転先での住宅の建設費用や住宅用地の購入費用を金融機関等から借り入れした場合に発生する、利子相当額を限度額内で補助する。 また、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	指ヶ浜地区
事業結果	申請者数 22 名 内訳 移転補助額 5,598,480 円（22 件） 利子補助額 39,428,433 円（9 件）
事業の実績に関する評価	
<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>利子補助については、兼用住宅や二世帯住宅、家族一世帯のみの場合においても、補助の設計はケースごとに異なり、金額設定や銀行での取り決めによる利子設定の相違から、補助額算出が容易ではなく、また申請書の記載にあたっては、住民の大半は単独での記載が難しいものであり申請者の負担が大きかったと思われる。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p> <p>・用地・補償費：45,027 千円 （宅地造成事業及び集会所建設事業を含めた総計：1,285,019 千円）</p>	

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 31 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-17
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業（建設課担当分））
事業費	総額 1,285,019 千円（うち国費 1,124,392 千円） うち当該調書の評価対象事業費 1,216,363 千円（うち国費 1,064,318 千円） （内訳：工事費 1,009,808 千円、調査設計費 122,923 千円、 用地・補償費 83,632 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 30 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り及び高台団地の造成を行い、住民の安全な高台への移転を目的とする。
事業地区	指ヶ浜地区
事業結果	<p>&lt;指ヶ浜地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要&gt;</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（46 筆、15,792.35 ㎡）</p> <p>② 高台住宅団地の整備 自立再建宅地 10 区画</p>
事業の実績に関する評価	<p>被災者の居住地の安全確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により団地造成した指ヶ浜地区については、平成 27 年 11 月までに宅地が 10 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 2 年 8 月時点で 10 区画を分譲している。また、被災宅地は 46 筆（15,792.35 ㎡）の買取を行っており、一部は漁業集落防災機能強化事業により水産関係用地を整備した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本工事費及び調査設計費に係る事業は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づきUR都市機構と随意契約し施工した。また、用地、補償については、D-23-3 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（1,288,355 千円※生活再建支援事業等も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 : 1,009,807,715 円</li> <li>・調査設計費 : 122,922,900 円</li> <li>・用地・補償費（高台用地） : 29,411,997 円</li> <li>・用地費（被災宅地買取） : 54,220,320 円</li> <li>計 : 1,216,362,932 円</li> </ul> <p>（集会所建設事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,285,018,949 円）</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は地元合意取得等の調整及び事業計画の変更に伴う業務内容の増加のため施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。

＜想定した事業期間＞

指ヶ浜地区 平成24年9月～平成26年3月

＜実際に事業に要した事業期間＞

指ヶ浜地区 平成24年9月～平成31年3月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-17
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち集会所建設事業（総務課担当分））
事業費	総額 1,285,019 千円（うち国費 1,124,392 千円） うち当該調書の評価対象事業費 23,629 千円（うち国費 20,675 千円） （内訳：工事費 21,322 千円、調査設計費 2,307 千円）
事業期間	平成 27 年度～平成 28 年度
事業目的	東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部の住環境整備を行い、これまでの地域における良好なコミュニティを維持するもの
事業地区	指ヶ浜地区
事業結果	<p>○指ヶ浜集会所を平成 28 年 6 月 29 日に竣工し、行政区において使用開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平屋建て 延床面積 106.92 m<sup>2</sup>（集会所・消防庫合築 うち集会所 77.11 m<sup>2</sup>）</li> <li>建築工事 一式</li> <li>電気設備工事 一式</li> <li>空調給排水衛生設備工事 一式</li> <li>その他附帯する業務 一式</li> </ul>
事業の実績に関する評価	<p>○ 膨大な復興事業が行われる中での人材、資材不足等の問題がコスト増の要因となるが、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、団地内の災害公営住宅建設事業と一体的、効率的な整備をすることができ、人材、資材不足等の問題が軽減され、事業の早期完成が図れた。また、町内建設業の再建にも繋げることができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により指ヶ浜集会所が平成 28 年 6 月に完成している。 利用状況は約 1,100 人（令和 5 年 3 月現在）であり、住民のコミュニティ形成にも寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本事業の事業費の内訳は以下のとおりであり、事業費は基本設計時（24,200 千円）に比べ、削減されており、当該事業費は妥当と考えられる。 工事費：21,322 千円 調査設計費：2,307 千円 合計：23,629 千円 （宅地造成事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,285,019 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、災害公営住宅の建設の時期に合わせることで、コストを抑えるとともに、事業を早期に完了することができたことから、当該事業手法は妥当と考えられる。</p>

<想定した事業期間>

平成 28 年 3 月～平成 28 年 6 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 28 年 3 月～平成 28 年 6 月

事業担当部局

総務課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-18
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 1,354,102 千円（うち国費 1,184,837 千円） うち当該調書の評価対象事業費 23,526 千円（うち国費 20,585 千円） （内訳：用地・補償費 23,526 千円）
事業期間	平成 25 年度～令和 2 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、町が整備した住宅団地（防集団地）へ移転する際に、移転先での住宅建設費用や住宅用地の購入費用を金融機関等から借り入れした場合に発生する、利子相当額を限度額内で補助する。 また、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	御前浜地区
事業結果	申請者数 41 名 内訳 移転補助額 12,143,415 円（41 件） 利子補助額 11,382,269 円（4 件）
事業の実績に関する評価	<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。 利子補助については、兼用住宅や二世帯住宅、家族一世帯のみの場合においても、補助の設計はケースごとに異なり、金額設定や銀行での取り決めによる利子設定の相違から、補助額算出が容易ではなく、また申請書の記載にあたっては、住民の大半は単独での記載が難しいものであり申請者の負担が大きかったと思われる。 申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。 ・用地・補償費：23,526 千円 （宅地造成事業及び集会所建設事業を含めた総計：1,354,102 千円）</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 25 年 4 月～令和 3 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-18
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業（建設課担当分））
事業費	総額 1,354,102 千円（うち国費 1,184,837 千円） うち当該調書の評価対象事業費 1,306,708 千円（うち国費 1,143,368 千円） （内訳：工事費 1,026,809 千円、調査設計費 128,383 千円、 用地・補償費 151,516 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 30 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り及び高台団地の造成を行い、住民の安全な高台への移転を目的とする。
事業地区	御前浜地区
事業結果	<p>＜御前浜地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（97 筆、35,451.61 ㎡）</p> <p>② 高台住宅団地の整備 自立再建宅地 9 区画</p>
事業の実績に関する評価	<p>被災者の居住地の安全確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により団地造成した御前浜地区については、平成 28 年 6 月までに宅地が 9 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 2 年 8 月時点で 6 区画を分譲している。また、被災宅地は 97 筆（35,451.61 ㎡）の買取を行っており、一部は漁業集落防災機能強化事業により水産関係用地を整備した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本工事費及び調査設計費に係る事業は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づき UR 都市機構と随意契約し施工した。また、用地、補償については、D-23-4 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（1,356,186 千円※生活再建支援事業等も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 : 1,026,808,901 円</li> <li>・調査設計費 : 128,382,823 円</li> <li>・用地・補償費（高台用地） : 27,769,862 円</li> <li>・用地費（被災宅地買取） : 123,746,153 円</li> <li>計 : 1,306,707,739 円</li> </ul> <p>（集会所建設事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,354,101,423 円）</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は地元合意取得等の調整及び事業計画の変更に伴う業務内容の増加のため施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。

<想定した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 31 年 3 月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 D-23-18</p> <p>事業名 防災集団移転促進事業（事業費） （うち集会所建設事業（総務課担当分））</p>
<p>事業費 総額 1,354,102 千円（うち国費 1,184,837 千円） うち当該調書の評価対象事業費 23,868 千円（うち国費 20,884 千円） （内訳：工事費 21,597 千円、調査設計費 2,271 千円）</p>
<p>事業期間 平成 28 年度</p>
<p>事業目的：東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部の住環境整備を 行い、これまでの地域における良好なコミュニティを維持するもの</p> <p>事業地区：御前浜地区</p>
<p>事業結果</p> <p>○御前浜集会所を平成 28 年 12 月 21 日に竣工し、行政区において使用開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平屋建て 延床面積 76.18 m<sup>2</sup></li> <li>建築工事 一式</li> <li>電気設備工事 一式</li> <li>空調給排水衛生設備工事 一式</li> <li>その他附帯する業務 一式</li> </ul>
<p>事業の実績に関する評価</p> <p>○ 膨大な復興事業が行われる中での人材、資材不足等の問題がコスト増の要因となるが、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、団地内の災害公営住宅建設事業と一体的、効率的な整備をすることができ、人材、資材不足等の問題が軽減され、事業の早期完成が図れた。また、町内建設業の再建にも繋げることができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により御前浜集会所が平成 28 年 12 月に完成している。 利用状況は約 500 人（令和 5 年 3 月現在）であり、住民のコミュニティ形成にも寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の事業費の内訳は以下のとおりであり、事業費は基本設計時（24,200 千円）に比べ、削減されており、当該事業費は妥当と考えられる。</p> <p>工 事 費：21,597 千円 調査設計費：2,271 千円 合 計：23,868 千円 （宅地造成事業及び生活再建支援事業を含めた総計：1,354,102 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価</p> <p>集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、災害公営住宅の建設の時期に合わせることで、コストを抑えるとともに、設計及び工事を一括で発注したことで事業を円滑に完了することができたことから、当該</p>

事業手法は妥当と考えられる。

<想定した事業期間>

平成 28 年 7 月～平成 28 年 12 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 28 年 7 月～平成 28 年 12 月

事業担当部局

総務課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-19
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 4,507,992 千円（うち国費 3,944,491 千円） うち当該調書の評価対象事業費 88,794 千円（うち国費 77,694 千円） （内訳：用地・補償費 88,794 千円）
事業期間	平成 25 年度～令和 2 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、町が整備した住宅団地（防集団地）へ移転する際に、移転先での住宅建設費用や住宅用地の購入費用を金融機関等から借り入れした場合に発生する、利子相当額を限度額内で補助する。 また、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	尾浦地区
事業結果	申請者数 60 名 内訳 移転補助額 21,403,073 円（60 件） 利子補助額 67,390,945 円（16 件）
事業の実績に関する評価	
<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>利子補助については、兼用住宅や二世帯住宅、家族一世帯のみの場合においても、補助の設計はケースごとに異なり、金額設定や銀行での取り決めによる利子設定の相違から、補助額算出が容易ではなく、また申請書の記載にあたっては、住民の大半は単独での記載が難しいものであり申請者の負担が大きかったと思われる。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p> <p>・用地・補償費：88,794 千円 （宅地造成事業及び集会所建設事業を含めた総計：4,507,992 千円）</p>	

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 25 年 4 月～令和 3 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-19
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業（建設課担当分））
事業費	総額 4,507,992 千円（うち国費 3,944,491 千円） うち当該調書の評価対象事業費 4,384,255 千円（うち国費 3,836,222 千円） （内訳：工事費 4,070,609 千円、調査設計費 171,811 千円、 用地・補償費 141,835 千円）
事業期間	平成 24 年度～令和元年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り及び高台団地の造成を行い、住民の安全な高台への移転を目的とする。
事業地区	尾浦地区
事業結果	<p>&lt;尾浦地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要&gt;</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（97 筆、30,661.68 m<sup>2</sup>）</p> <p>② 高台住宅団地の整備 自立再建宅地 19 区画</p>
事業の実績に関する評価	<p>被災者の居住地の安全確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により団地造成した尾浦地区については、平成 29 年 2 月までに宅地が 19 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 2 年 8 月時点で 18 区画を分譲している。また、被災宅地は 97 筆（30,661.68 m<sup>2</sup>）の買取を行っており、一部は漁業集落防災機能強化事業により水産関係用地を整備した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本工事費及び調査設計費に係る事業は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づき UR 都市機構と随意契約し施工した。また、用地、補償については、D-23-5 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（4,508,540 千円※生活再建支援事業等も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 : 4,070,609,310 円</li> <li>・調査設計費 : 171,810,699 円</li> <li>・用地・補償費（高台用地） : 22,468,393 円</li> <li>・用地費（被災宅地買取） : 119,367,052 円</li> <li>計 : 4,384,255,454 円</li> </ul> <p>（集会所建設事業及び生活再建支援事業を含めた総計：4,507,991,900 円）</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は地元合意取得等の調整及び事業計画の変更に伴う業務内容の増加のため施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。

<想定した事業期間>

尾浦地区 平成24年9月～平成26年3月

<実際に事業に要した事業期間>

尾浦地区 平成24年9月～令和2年3月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-19
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち集会所建設事業（総務課担当分））
事業費	総額 4,507,992 千円（うち国費 3,944,491 千円） うち当該調書の評価対象事業費 34,943 千円（うち国費 30,575 千円） （内訳：工事費 31,161 千円、調査設計費 3,782 千円）
事業期間	平成 28 年度～平成 29 年度
事業目的	東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部の住環境整備を行い、これまでの地域における良好なコミュニティを維持するもの。
事業地区	尾浦地区
事業結果	<p>○尾浦集会所を平成 29 年 9 月 20 日に竣工し、行政区において使用開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平屋建て 延床面積 172.24 m<sup>2</sup>（集会所・消防庫合築 うち集会所 139.12 m<sup>2</sup>）</li> <li>実施設計・確認申請業務 一式</li> <li>建築工事 一式</li> <li>電気設備工事 一式</li> <li>空調給排水衛生設備工事 一式</li> <li>その他附帯する業務 一式</li> </ul>
事業の実績に関する評価	<p>○ 膨大な復興事業が行われる中での人材、資材不足等の問題がコスト増の要因となるが、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、団地内の災害公営住宅建設事業と一体的、効率的な整備をすることができ、人材、資材不足等の問題が軽減され、事業の早期完成が図れた。また、町内建設業の再建にも繋げることができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により尾浦集会所が平成 29 年 9 月に完成している。 利用状況は約 1,800 人（令和 5 年 3 月現在）であり、行政区の運営に関する会議や地区での催事を行うなど、住民のコミュニティ形成にも寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本事業の事業費の内訳は以下のとおりであり、事業費は基本設計時（45,425 千円）に比べ、削減されており、当該事業費は妥当と考えられる。 工 事 費：31,161 千円 調査設計費：3,782 千円 合 計：34,943 千円 （宅地造成事業及び生活再建支援事業を含めた総計：4,507,992 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、災害公営住宅の建設の時期に合わせることで、コストを抑えるとともに、設計及び工事を一括で発注したことで事業を円滑に完了することができたことから、当該事業手法は妥当と考えられる。</p>

<想定した事業期間>

平成 29 年 3 月～平成 29 年 9 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 29 年 3 月～平成 29 年 9 月

事業担当部局

総務課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-20
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 669,573 千円（うち国費 585,875 千円） うち当該調書の評価対象事業費 16,634 千円（うち国費 14,554 千円） （内訳：用地・補償費 16,634 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 30 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、町が整備した住宅団地（防集団地）へ移転する際に、移転先での住宅建設費用や住宅用地の購入費用を金融機関等から借り入れした場合に発生する、利子相当額を限度額内で補助する。 また、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	高白浜地区
事業結果	申請者数 16 名 内訳 移転補助額 2,782,699 円（16 件） 利子補助額 13,851,443 円（3 件）
事業の実績に関する評価	
<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>利子補助については、兼用住宅や二世帯住宅、家族一世帯のみの場合においても、補助の設計はケースごとに異なり、金額設定や銀行での取り決めによる利子設定の相違から、補助額算出が容易ではなく、また申請書の記載にあたっては、住民の大半は単独での記載が難しいものであり申請者の負担が大きかったと思われる。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p> <p>・用地・補償費：16,634 千円 （宅地造成事業及び及び集会所建設事業を含めた総計：669,573 千円）</p>	

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 31 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-20
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業（建設課担当分））
事業費	総額 669,573 千円（うち国費 585,875 千円） うち当該調書の評価対象事業費 632,214 千円（うち国費 553,187 千円） （内訳：工事費 481,831 千円、調査設計費 82,959 千円、 用地・補償費 67,424 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 29 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り及び高台団地の造成を行い、住民の安全な高台への移転を目的とする。
事業地区	高白浜地区
事業結果	<p>&lt;高白浜地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要&gt; 本事業では、以下の事業を実施した。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（42 筆、11,964.20 m<sup>2</sup>）</p> <p>② 高台住宅団地の整備 自立再建宅地 3 区画</p>
事業の実績に関する評価	<p>被災者の居住地の安全確保を図るため、被災した集落に隣接した高台を活用したことにより、安全な住宅団地を造成することができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により団地造成した高白浜地区については、平成 27 年 6 月までに宅地が 3 区画完成し、随時被災者へ引渡しを行った。令和 2 年 8 月時点で 3 区画を分譲している。また、被災宅地は 42 筆（11,964.20 m<sup>2</sup>）の買取を行っており、一部は漁業集落防災機能強化事業により水産関係用地を整備した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本工事費及び調査設計費に係る事業は「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定（パートナーシップ協定）」に基づき UR 都市機構と随意契約し施工した。また、用地、補償については、D-23-6 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（672,878 千円※生活再建支援事業等も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 : 481,830,736 円</li> <li>・調査設計費 : 82,959,047 円</li> <li>・用地・補償費（高台用地） : 18,961,122 円</li> <li>・用地費（被災宅地買取） : 48,462,921 円</li> <li>計 : 632,213,826 円</li> </ul> <p>（集会所建設事業及び生活再建支援事業を含めた総計：669,572,304 円）</p>

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は地元合意取得等の調整及び事業計画の変更に伴う業務内容の増加のため施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。

<想定した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 24 年 9 月～平成 29 年 7 月

事業担当部局

建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-20
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち集会所建設事業（総務課担当分））
事業費	総額 669,573 千円（うち国費 585,875 千円） うち当該調書の評価対象事業費 20,725 千円（うち国費 18,134 千円） （内訳：工事費 18,533 千円、調査設計費 2,192 千円）
事業期間	平成 27 年度
事業目的	東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた離半島部の住環境整備を行い、これまでの地域における良好なコミュニティを維持するもの。
事業地区	高白浜地区
事業結果	<p>○平成 27 年 12 月 25 日に高白浜集会所が竣工し、行政区において使用開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平屋建て 延床面積 109.72 m<sup>2</sup>（集会所・消防庫合築 うち集会所 77.84 m<sup>2</sup>）</li> <li>実施設計・確認申請業務 一式</li> <li>建築工事 一式</li> <li>電気設備工事 一式</li> <li>空調給排水衛生設備工事 一式</li> <li>その他附帯する業務 一式</li> </ul>
事業の実績に関する評価	<p>○ 膨大な復興事業が行われる中での人材、資材不足等の問題がコスト増の要因となるが、集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、団地内の災害公営住宅建設事業と一体的かつ効率的な整備をすることができ、人材および資材不足等の問題が軽減され、事業の早期完成が図れた。</p> <p>また、町内建設業の再建にも繋げることができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業により高白浜集会所が平成 27 年 12 月に完成している。</p> <p>利用状況は約 700 人（令和 5 年 3 月現在）であり、住民のコミュニティ形成にも寄与している。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の事業費は基本設計時（24,200 千円）に比べて削減されており、当該事業費は妥当と考えられる。</p> <p>工 事 費：18,533 千円 調査設計費：2,192 千円 合 計：20,725 千円 （宅地造成事業及び生活再建支援事業を含めた総計：669,573 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価</p> <p>集会所整備を一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会に発注したことにより、災害公営住宅の建設の時期に合わせることで、コストを抑えるとともに、設計及び工事を一括で発注したことで事業を円滑に完了することができたことから、当該</p>

事業手法は妥当と考えられる。

<想定した事業期間>

平成 27 年 9 月～平成 27 年 12 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 27 年 9 月～平成 27 年 12 月

事業担当部局

総務課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-21
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 20,894 千円（うち国費 18,282 千円） うち当該調書の評価対象事業費 1,547 千円（うち国費 1,353 千円） （内訳：用地・補償費 1,547 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 29 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	大石原浜地区
事業結果	申請者数 5 名 内訳 移転補助額 1,546,342 円（5 件）
事業の実績に関する評価	
<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p> <p>・用地・補償費：1,547 千円 （宅地造成事業を含めた総計：20,894 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。</p> <p>＜想定した事業期間＞ 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月</p>	

<実際に事業に要した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-21
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち宅地造成事業（建設課担当分））
事業費	総額 20,894 千円（うち国費 18,282 千円） うち当該調書の評価対象事業費 19,347 千円（うち国費 16,929 千円） （内訳：用地・補償費 19,347 千円）
事業期間	平成 24 年度～平成 26 年度
事業目的	女川町復興計画（平成 23 年 9 月）の復興基本計画に基づき、被災した宅地等の買い取り、住民の安全な高台への移転を目的とする。
事業地区	大石原浜地区
事業結果	<p>＜大石原浜地区 防災集団移転促進事業（事業費）の概要＞</p> <p>本事業では、以下の事業を実施した。なお、大石原浜地区の高台の団地造成は漁業集落防災機能強化事業で実施している。</p> <p>① 被災した宅地の買取 買取対象（11 筆、5374.24 m<sup>2</sup>）</p>
事業の実績に関する評価	<p>本事業は、被災者の居住地の安全確保を図り、安全な住宅団地へ移転するために被災した宅地等の買い取りを行うことができた。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により、被災宅地 11 筆（5374.24 m<sup>2</sup>）の買取を行い、住民の高台への移転を促進した。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 本事業費は、D-23-7 事業により実施した不動産鑑定に基づき算出している。 本事業は当初の事業計画により交付金申請を行い、その後計画変更に伴い事業計画を変更した上で施行した。事業費の内訳は以下のとおりで、変更後の事業計画（22,009 千円※生活再建支援事業も含めた全体計画額を記載）の範囲内であり、当該事業費は妥当である。 ・用地費（被災宅地買取）：19,347,264 円 （生活再建支援事業を含めた総計：20,893,606 円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 本事業は地権者との調整及び事業計画の変更により、施行期間を当初計画より延長したが、応援職員を復興庁等から受け、事務処理能力を上げて遅延を最小限に抑え実施した。</p> <p>＜想定した事業期間＞ 平成 24 年 9 月～平成 26 年 3 月 ＜実際に事業に要した事業期間＞ 平成 24 年 9 月～平成 26 年 6 月</p>
事業担当部局	建設課 電話番号：0225-54-3131

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-22
事業名	防災集団移転促進事業（事業費） （うち生活再建支援事業（町民生活課担当分））
事業費	総額 468,865 千円（うち国費 410,256 千円） うち当該調書の評価対象事業費 5,326 千円（うち国費 4,660 千円） （内訳：用地・補償費 5,326 千円）
事業期間	平成 26 年度～平成 30 年度
事業目的	被災時に移転促進区域に居住していた方が、再建先へ移転する際にかかる住居移転費の実費負担額についても限度額内で補助し、被災された住民の生活再建を支援することを目的とする。
事業地区	野々浜地区
事業結果	申請者数 19 名 内訳 移転補助額 5,326,123 円（19 件）
事業の実績に関する評価	
<p>申請を受理した案件については、適正に補助金を交付することが出来ており、被災住民の生活再建に欠かせない財源として効果的に活用されている。</p> <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の補助申請に関連し、再建先の移転計画および融資に関する相談や、町が実施する補助事業に係る相談等、多様な種類の補助事業について一括して窓口対応を行った。</p> <p>申請者（住民）からは、銀行の融資の相談や、収入が少なく融資を断られた、といった行政が介入して是正することができない案件が寄せられることも多く、専門的知識をもつ職員の育成が必要であった。住民へは、住宅金融支援機構への紹介など可能な範囲で情報提供を行った。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価</p> <p>本事業では、利子補助及び移転補助について、女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱等に基づき、申請を受理した案件に対して適正に補助金を交付することができた。また結果として、町民の生活再建支援に寄与することができた為、当該事業費は効果的に活用されたものと評価している。</p> <p>・用地・補償費：5,326 千円 （宅地造成事業及び集会所建設事業を含めた総計：468,865 千円）</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価</p> <p>本事業の施行期間は当初想定を延長して実施したが、これは防集事業の宅地造成に時間を要したことに伴うもので、事業実施に係る手法としては妥当なものであると考える。</p>	

<想定した事業期間>

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月

事業担当部局

町民生活課 電話番号：0225-54-3131